

## 兵庫県立加古川東高等学校 創立100周年記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県立加古川東高等学校創立100周年記念事業実行委員会という。

(所在地)

第2条 本会を、兵庫県立加古川東高等学校内(兵庫県加古川市加古川町粟津 232 番 2)に置く。

(目的)

第3条 本会は、兵庫県立加古川東高等学校の100周年を記念し、その足跡を顧み、祝うと共に、今後の発展のための事業を推進する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 記念会館の建設
- (2) 記念式典
- (3) 記念誌発行
- (4) 創立100周年記念碑の設置
- (5) 祝賀会
- (6) 記念品の作成、配布
- (7) 記念事業にかかる募金活動
- (8) その他の事業

(構成)

第5条 本会は、次の組織から選出した委員をもって組織する。

- (1) 兵庫県立加古川東高等学校同窓会
- (2) 兵庫県立加古川東高等学校青松奨学会
- (3) 兵庫県立加古川東高等学校のPTA保護者会
- (4) 兵庫県立加古川東高等学校の後援会
- (5) 兵庫県立加古川東高等学校の職員
- (6) 本会の目的に賛同し、委員長の承認を得た者

(組織)

第6条 本会の組織は、別表「兵庫県立加古川東高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会組織表」のとおりとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。役員任期は会務の終了までとする。ただし特別の事情がある場合はこの限りではない。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 顧問   | 複数名 |
| (2) 委員長  | 1名  |
| (3) 副委員長 | 9名  |
| (4) 事務局長 | 1名  |

- (5) 常任委員 16名
- (6) 会計 2名
- (7) 監事 6名
- (8) 各種部会の長 各部会に1名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 顧問は、常任役員会が推薦する者を委員長が委嘱する。
- (2) 委員長は、常任役員会が推薦する者を実行委員会の承認を経て委嘱する。
- (3) 副委員長は、常任役員会が推薦する者を委員長が委嘱する。
- (4) 事務局長は、常任役員会が推薦する者を委員長が委嘱する。
- (5) 常任委員は、同窓会が推薦する者を委員長が委嘱する。
- (6) 監事は、同窓会及び加古川東清松奨学会、PTAの監事があたる。
- (7) 各種部会の長は、同窓会、PTA会長および学校長の推薦により選出し委員長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 顧問は、委員長の諮問に対し意見を述べる。
- (2) 委員長は、本会を代表し、本会の目的達成のために会務を統括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその代理を務めるとともに、担当部会の代表責任者として、その部会を統括する。
- (4) 事務局長は、本会の会務全般を掌握し、総会及び常任役員会の会務を担当する。
- (5) 常任委員は、本会と各部会の事務局及び総会及び常任役員会の事務局を担当する。
- (6) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- (7) 各種部会の長は、各部会の会務を統括する。

(各種部会)

第10条 本会は第4条の事業を実施するために次の各種部会を置く。

- (1) 式典部会
- (2) 念誌部会
- (3) 祝賀会部会
- (4) 財務・記念事業部会
- (5) その他必要とする部会

2 その他必要とする部会は、必要に応じ委員長が組織する。

(事務局)

第11条 庶務および会計を行うため学校内に事務局を置き、学校職員と同窓会役員が協力してその職務にあたる。

(会議)

第12条 本会の会議は実行委員会、各種部会およびその他の会議とする。

2 実行委員会は第7条で定める者で構成するものとする。必要に応じて委員長が召集し、次の事項を審議・決定する。

- (1) 役員を選出

- (2) 会則の改廃
  - (3) 予算及び決算の承認
  - (4) その他重要な事項
- 3 実行委員会の議長は、委員長がその都度指名する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、常任役員会において、実行委員会として決すべきことを審議・決定することができる。この場合は、その後開かれる実行委員会に報告することとする。
- 5 実行委員会以外の会議及びその構成員は次のとおりとする。
- (1) 常任役員会
    - 委員長、副委員長、常任委員、事務局長
  - (2) 部会・事務局会議
    - 式典部、記念誌部、祝賀会部、財務・記念事業部、事務局に所属する実行委員
  - (3) 監査委員会
    - 監事
- 6 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(任期)

第13条 委員の任期は、記念事業終了までとし、欠員が生じた場合は随時補充する。

(記念事業資金)

第14条 記念事業の資金は、同窓会積立金、寄附金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(記念事業専任職員)

第15条 委員長は、記念事業の実施にあたって、必要と認められるときは、記念事業専任職員の雇用・配置を求めることができる。

- 2 記念事業専任職員の雇用・配置については、常任役員会において決定する。

(記念事業推進事務所)

第16条 委員長は、記念事業の実施にあたって、必要と認められるときは、記念事業推進事務所の設置を求めることができる。

- 2 記念事業推進事務所の設置については、常任役員会において決定する。

(会計報告)

第17条 記念事業報告および会計報告は、記念事業終了後、実行委員会に報告し、承認を得るとともに、第5条の会員組織に報告することとする。

(事業の終了)

第18条 本会は、記念事業に関する一切の事務が終了したときに解散する。

(細則)

第19条 委員長は、記念事業の実施にあたって、必要と認めるときは常任役員会に諮って、本会則の他に細則を定めることができる。

附 則 1 本委員会は、今後の記念事業に備えて必要な記録をとり、写真を含めて保管する。

- 2 この会則は、令和3年7月6日より施行する。